

## 申請に対する処分

処分名	日常生活用具の給付又は貸与
根拠法令	奄美市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱
所管課	市民福祉部福祉政策課

### 1 審査基準

#### (1) 申請を行うことができる人

日常生活を営むのに支障がある重度障害者。ただし、日常生活用具の貸与については、所得税非課税世帯に属する者

#### (2) 申請の方法

奄美市日常生活用具給付（貸与）申請書に見積書・医師の意見書（一部の品目）を添えて市民福祉部福祉政策課ゆうあい係に提出する。

#### (3) 許認可等の要件

奄美市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱別表により必要と認められる人に給付又は貸与する。

### 2 標準処理時間

14日